

大月市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

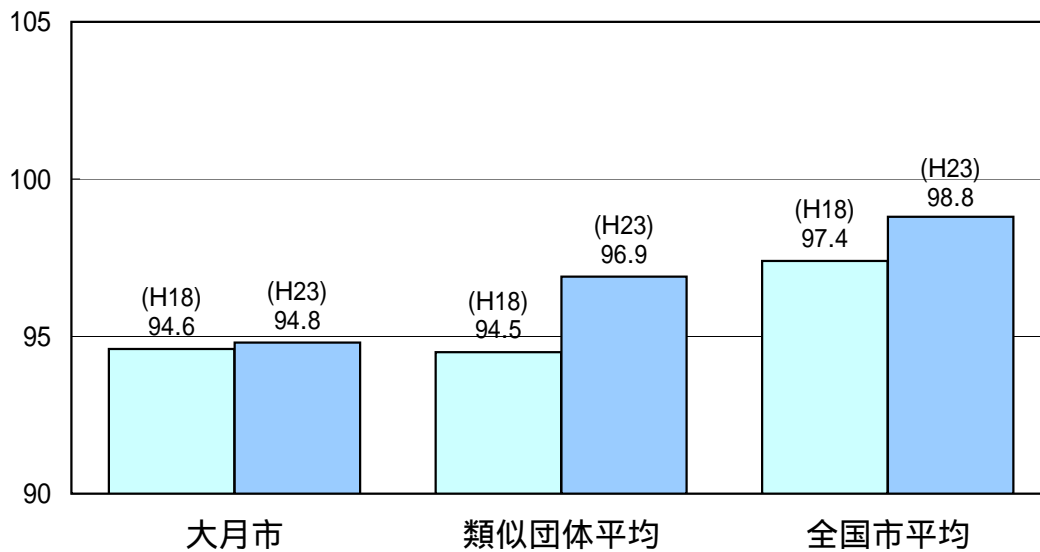
区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 28,326	千円 12,255,836	千円 363,422	千円 2,808,141	% 22.9	% 24.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 304	千円 1,223,763	千円 163,614	千円 435,600	千円 1,822,977	千円 5,997	千円 5,769

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、22年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大月市	44.7 歳	331,707 円	367,941 円	357,722 円
山梨県	43.2 歳	335,675 円	415,536 円	373,791 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	- 円
類似団体	44.2 歳	333,834 円	403,226 円	365,620 円

技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
大月市	48.0 歳	29 人	287,900 円	331,078 円	317,785 円
うち学校給食員	42.6 歳	10 人	279,700 円	311,276 円	311,276 円
うち自動車運転手	43.0 歳	2 人	275,900 円	315,897 円	307,103 円
うちその他	51.1 歳	17 人	294,100 円	348,386 円	322,286 円
山梨県	49.3 歳	168 人	334,046 円	386,049 円	359,815 円
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	- 円	321,662 円
類似団体	48.3 歳	-	281,134 円	314,223 円	295,536 円

区分	民間			参考			
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
					公務員(C)	民間(D)	C/D
大月市	-	-	-	-	-	-	-
うち学校給食員	調理士	43.3 歳	272,100 円	1.14	4,954,784 円	3,620,700 円	1.37
うち自動車運転手	自家用乗用自動車運転手	58.6 歳	230,600 円	1.37	5,009,025 円	3,079,000 円	1.63
うちその他	-	-	-	-	-	-	-

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成19～21年の3年平均)技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間、外勤手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区分	大月市	山梨県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

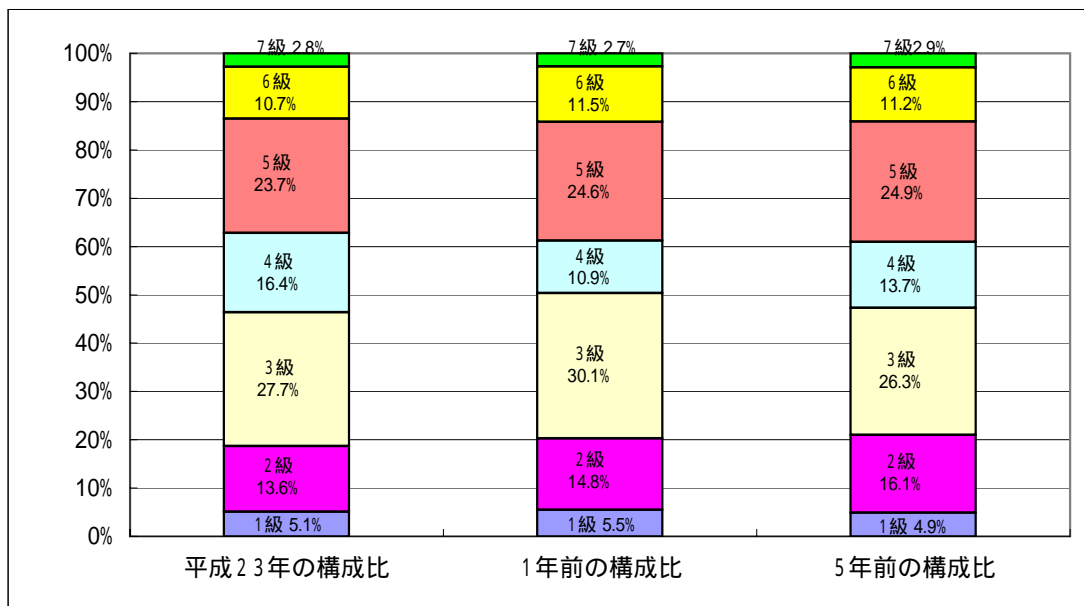
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	267,800 円	302,800 円	353,500 円
	高校卒	228,100 円	282,800 円	307,600 円
技能労務職	高校卒	対象者なし	247,200 円	276,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補	9 人	5.1 %
2 級	主事	24 人	13.6 %
3 級	主任	49 人	27.7 %
4 級	主査	29 人	16.4 %
5 級	主幹	42 人	23.7 %
6 級	課長・室長・管理主幹	19 人	10.7 %
7 級	部長等	5 人	2.8 %

- (注) 1 大月市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年度から人事評価制度の試行を開始し、勤務成績を昇給等に反映すべく導入準備を進めている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 月 市		山 梨 県		国	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,413 千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,572 千円			
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務実績に基づく昇給等への反映を図るべく、平成18年度から人事評価制度の試行を行っている。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

大 月 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特別措置 2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 5,307 千円 23,877 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	47,958 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	352,633 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	28.1 %		
手当の種類(手当数)	6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師診療手当	中央病院に勤務する医師	診療に従事する医師	月額30,000円～300,000円
夜間看護手当	中央病院に勤務する看護師及び介護福祉士並びに看護補助員	午後10時から翌日午前5時まで勤務に従事した者	1回 4時間以上 4,000円、2時間以上4時間未満3,000円、2時間未満2,000円
研究手当	中央病院に勤務する医師	病院に勤務する医師が医学研究に従事した場合	月額26,000円
待機手当	中央病院の医師、看護師等	勤務を要しない日及び休日並びに勤務時間外に待機した者	対象職員に応じ500円～3,000円
病院事業従事手当	中央病院に勤務する職員	中央病院に勤務する職員	月額30,000円以下の範囲で市長の定める額
教員特殊業務手当	大月短期大学附属高校に勤務する高校教諭等	学校の管理下において行われる、部活動における生徒に対する指導業務	日額2,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (2 2 年 度 決 算)	65,755 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 2 年 度 決 算)	174 千円
支給実績 (2 1 年 度 決 算)	69,654 千円
職員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (2 1 年 度 決 算)	177 千円

(6) その他の手当 (平成 23 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 ア) 1人につき6,500円 イ) 配偶者がいない場合は1人目11,000円 ウ) 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		57,306 千円	242,822 円
住居手当	借家、借間の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円。	同じ		27,945 千円	119,935 円
通勤手当	交通機関及び交通用具使用により通勤する者等に支給。四輪自動車等使用者として2Km以上5Km未満3,000円、1Kmを超える場合1Kmごとに570円を加算。	一部異なる	自動車使用の場合の距離区分及び支給額。 例:5Km以下2,000円、10Km以下4,100円。	33,453 千円	85,337 円
管理職手当	管理職員の給料表別・職務の級別・職の区分べうに支給役職に応じ 43,600円～66,400円を支給。ただし支給額の20%を減額	異なる		26,481 千円	563,410 円

5 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料 報 酬	市区町村長	648,000 円 (810,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 612,500 円	
	副市長	512,000 円 (640,000 円)	816,000 円 / 512,000 円	
	議長	375,000 円 (円)	528,000 円 / 310,000 円	
	副議長	355,000 円 (円)	462,000 円 / 275,000 円	
	議員	345,000 円 (円)	431,000 円 / 255,000 円	
	期末手当	市区町村長 副市長	(22年度支給割合) 3.85	月分
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 3.05	月分	
退職手当	市区町村長 副市長	(算定方式) 810千円 × 在職月数 × 0.4 (在任期間毎 640千円 × 在職月数 × 0.3 (在任期間毎	(1期の手当額) 15,552,000 9,216,000	(支給時期) 在任期間毎 在任期間毎
	備考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

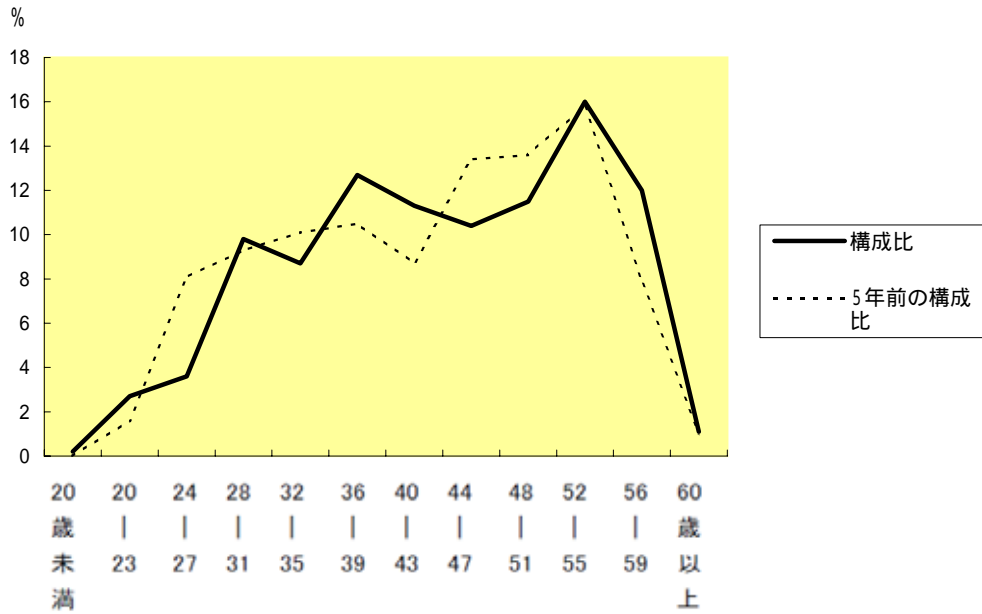
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	議会	4	4	0	土地開発公社、派遣の減 財産活用担当新設	
	総務企画	53	50	3		
	税務	19	19	0		
	民生	26	26	0		
	一般行政部門	衛生	18	15	3	職員配置の見直し
	農林水産	13	14	1	地籍調査業務の充実	
	商工	8	8	0	職員配置の見直し	
	土木	22	21	1		
		計	163	157	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.39 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.98 人)
		教育部門	82	73	9	大月高校教諭、給食センター職員の退職不補充、社会教育施設の職員配置の見直し
	消防部門	57	60	3	消防職員採用	
	小計	302	290	12	<参考> 人口1万人当たり職員数 102.31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 79.14 人)	
公営企業計等部門	病院	130	133	3	医師、医療技術者の充実	
	水道	5	5	0		
	下水道	4	4	0		
	その他	19	19	0		
	小計	158	161	3		
合 計		460	451	9	<参考> 人口1万人当たり職員数 159.11 人	
		[651]	[651]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	12人	16人	44人	39人	57人	51人	47人	52人	72人	54人	6人	451人

(3)職員の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政		173人	188人	183人	175人	163人	157人	16人 (9.2%)
教育		85人	98人	96人	90人	82人	73人	12人 (14.1%)
消防		59人	60人	59人	60人	57人	60人	1人 (1.7%)
普通会計計		317人	346人	338人	325人	302人	290人	27人 (8.5%)
公営企業等会計計		178人	168人	156人	157人	158人	161人	17人 (9.6%)
総合計		495人	514人	494人	482人	460人	451人	44人 (8.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間

(1) 勤務時間の状況 (平成23年4月1日現在)

1週間の勤務時間
38時間45分

一般職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間
8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分

(注)勤務場所により始業時間、終業時間が異なる場合があります。

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

平成22年1月1日～平成22年12月31日の平均使用日数 8.5日

(3) 育児休業及び育児のための部分休業の取得状況

(平成22年度)

	育児休業 取得者数	うち両 休業取 得者数	部分休業 取得者数	平成22年度中に新たに育児休業が 取得可能となった職員			
				(育児休 業対象者 数)	うち育児 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数	うち部分 休業取得 者数
男性 職員				9			
女性 職員	4 8		1	4	4		
計	4 8		1	13	4		

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、平成22年度新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成21年度から22年度にかけて引き続けている者の数です。

(4) 介護休暇の取得状況 (平成22年度)

要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇で、1日又は1時間を単位とします。

取得者数 0人

(5)特別休暇

特別休暇の種類	期 間
1 公民権行使休暇	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	同上
3 骨髄提供休暇	同上
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後通院休暇	1 から 4 週に 1 回
7 職員の分べん休暇	その分べん予定日前6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間、多胎妊娠以外の場合において必要があると認めるときにあっては6週間に2週間の範囲内で必要と認める期間を加算した期間）に当たる日から分べんの日後 8 週間に当たる日での期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 男性職員の育児参加休暇	5日以内
11 子の看護休暇	5日（養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合10日）以内
12 短期の介護休暇	5日（第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合10日）以内
13 忌引	死亡者との続柄に応じて 1 日から 7 日の範囲
14 父母の祭日休暇	1日。ただし、遠隔の地におもむく必要のある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。
15 夏季休暇	3日以内
16 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
17 住居滅失・損壊休暇	同上
18 非常災害交通遮断休暇	同上
19 交通機関の事故等による不可抗力休暇	同上
20 生理休暇	そのつど必要と認める期間。ただし、毎月2日を超えることはできない。

8 職員の分限及び懲戒（平成22年度）

処分の種類 処分の事由	戒告	減給	停職	免職	訓告	合計
職務上の義務違反又は怠慢						
道路交通法規違反(酒気帯び運転)及びその管理監督責任			(該当なし)			
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行						
合 計						

(注)対象職員は、一般職員に属する全ての職員です。

9 職員の服務の状況（平成22年度）

職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況
免除件数 104件

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の評定（平成22年度）

区分	内容	受講者数
山梨県市町村職員研修所研修	研修内容の細分化を図り、自己啓発を主体とした研修を必要な時期に選択し、履修するための研修	22講座 50人
	山梨行財政アカデミー	2人
	地方行財政セミナー	2人

(2) 職員の勤務成績の評定

業績・能力主義に基づく新たな人事評価制度を構築するため、検討中です。

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の実施状況（平成22年度）

項 目	内 容	受診者数
定期健康診断		320人
胃がん検診・腹部超音波検診	大月市立中央病院への業務委託により、職員及び賃金職員を対象に実施	胃がん検診 49人 超音波検診 106人
子宮癌検診		34人
人間ドック	正職員を対象に共済組合の人間ドックの受診について、職員福利厚生会から一部助成を行った	104人

(2) 職員福利厚生会事業

会員及びその扶養親族の相互共済、福利増進等に関する給付及び貸付等を行っています。
この事業を行うのに必要な経費は、会員の会費、市の負担金(会費の1/12)により賄われています。
福利事業費 5,507千円

12 公平委員会の報告事項（平成22年度）

勤務条件に関する措置の要求件数 0件
不利益処分に関する不服申立て件数 0件